

令和 8 年度 9 月補正予算資料

令和 8 年 8 月 1 8 日 尾張旭市総務部財政課

1 補正予算額総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前額	補正額	補正後額
一般会計		32,577,663	290,987	32,868,650
特別会計		17,202,800	339,807	17,542,607
企業会計	収入	5,170,318	-	5,170,318
	支出	5,868,700	-	5,868,700

2 一般会計の補正予算額財源内訳

(単位：千円)

内訳	補正額
県税交付金等・地方交付税	△ 20,273
国県支出金	35,211
繰入金	3,350
繰越金	252,199
市債	23,000
その他	△ 2,500
合計	290,987

3 主な補正内容

項番	内 容	補正予算額	会計区分	予算書 ページ	部・課名	事務事業名	参考 資料
1	民間保育所に対する給食費の負担軽減のための支援を実施します。	1,960 千円	一般会計	14	こども子育て部 保育課	特定教育・保育実施事業	-
2	小学校給食非喫食者の保護者の経済的負担を軽減します。	2,574 千円	一般会計	16	教育委員会 学校教育課	学校給食費管理事業	①
3	学校給食材料費の高騰による保護者の負担増加を抑制します。	28,000 千円	一般会計	16	教育委員会 学校給食センター	学校給食センター運営事業	②

小学校給食非喫食者の保護者の経済的負担を軽減します。

教育委員会事務局 学校教育課
庶務係
0561-76-8176（直通）

令和8年度9月補正予算：2,574千円

令和8年4月に始まった小学校給食費無償化に伴い、食物アレルギーや不登校などのやむを得ない事情により、継続して学校給食の提供を受けることができない児童の保護者に対して、無償で学校給食を受ける児童と同様に経済的負担を軽減するため、学校給食費相当額を支援します。

1 給付対象児童の要件

- (1) 尾張旭市立小学校の在籍児童
- (2) 食物アレルギー、宗教上の理由、不登校等のやむを得ない事情により、継続して給食の提供を受けていない児童
※「給食の提供を受けていない」とは、給食を「停止している」かつ「喫食していない」ことを指します。
- (3) 生活保護の認定を受けていない

2 給付額

月額5,200円

3 実施時期

予算成立後速やかに制度設計を行い、制度の実施に当たっては、令和8年4月1日に遡って制度を適用します。

学校給食材料費の高騰による保護者の負担増加を抑制します。

教育委員会 学校給食センター
学校給食係
0561-53-2971（直通）

令和8年度9月補正予算：28,000千円

物価高騰により学校給食材料費が上昇しており、特に基本物資（主食、牛乳）が令和8年4月に価格改正されたことにより、賄材料費を増額します。なお、小中学校の児童生徒における学校給食材料費の高騰分について、物価高騰対応重点支援交付金を活用した追加の公費支援により、保護者負担の増加の抑制を図ります。

- ・学校給食材料費の主な増加要因

- 基本物資

- 主食（ごはん、パン、麺類）、牛乳

- 令和8年4月 20円の値上げ（1食あたり）

- ・事業費（補正予算額）

- 賄材料費 28,000千円

